

1. 商品名	貯蓄預金
2. 販売対象	■個人の方のみ
3. 期間	■期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	■随時預入 ■1円以上 ■1円単位
5. 払戻方法	■随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	■変動金利 ■10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ■年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ■毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	■お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （但し、マル優を利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	■キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ■毎月1回のスウィングサービス（順スウィング<普通預金から貯蓄預金への自動振替>、逆スウィング<貯蓄預金から普通預金への自動振替>のお取扱いにあたっては、それぞれスウィング1回毎に100円×消費税の手料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	■普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスのお取扱いができます。但し月に1回とさせていただきます。 ■適格の方はマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	■金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。（9時～17時）電話：フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、eメール：chikusin@world.ocn.ne.jp ■紛争解決措置:東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または九州北部地区しんきん相談所（9時～17時、電話：092-281-5363）にお申し出ください。
13. その他参考となるべき事項	■公共料金等の自動お支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動お受取はできません。 ■「総合口座」のお取扱いはできません。 ■預金保険制度の付保対象ご預金です。元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象

となっております。当金庫に複数の口座がある場合には、それらのご預金元本を合計して、1,000万円までとそのお利息が保護されます。